

長野県ソフトボール協会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、長野県ソフトボール協会と称する。
第 2 条 本会は、主たる事務所を長野県伊那市に置く。

第 2 章 目的 及 び 事 業

- 第 3 条 本会は長野県におけるソフトボール競技の普及振興を図り、競技力の向上につとめることを目的とする。
第 4 条 本会は第 3 条の目的を達するために次の事業を行う。
(1) 各種ソフトボール大会の主催及び後援
(2) ソフトボールの発展普及、並びに技術力向上に関する研究指導
(3) 審判員、記録員、指導者の育成と指導、並びにこれに関する認定講習会の開催と認定
(4) ソフトボール施設の拡充と刊行物の発行
(5) その他ソフトボール競技振興のために本会が必要と認めた事項

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本会の会員は別に定める団体及び愛好者をもって構成する。
第 6 条 本会は会員をもって組織し、南信・中信・北信・東信に支部を置く。

第 4 章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 副会長
(2) 理事長 副理事長
(3) 常任理事 理事
(4) 事務局長 事務局次長
(5) 監事
(6) 理事長代行
第 8 条 会長は本会を代表して会務を統括し、総会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
第 9 条 理事は会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。ただし、高体連より理事若干名を選出する。理事は会務を掌理する。
第 10 条 理事は互選によって理事長、副理事長、常任理事を選出する。理事長は理事会の議長となる。常任理事は理事長を補佐し、常務を執行する。
第 11 条 会長は役員総会の議を経て、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
第 12 条 監事は会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。監事は本会の財務を監査する。
第 13 条 役員任期は2カ年とし、再選を妨げない。役員は任期満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第 5 章 会 議

第 1 4 条 総会は役員総会をもってこれに当て、当該役員の過半数以上が出席しなければ開会することはできない。ただし、会議に出席できない役員は委任状をもって出席に代えることができる。

第 1 5 条 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。

第 1 6 条 常任理事会は必要に応じて理事長が招集する。

第 1 7 条 役員総会、常任理事会に書記を置く。書記は総務委員会が担当し、会議録を作成する。

第 6 章 登 録

第 1 8 条 本会に加盟するチーム及び審判員、記録員、指導者は、各支部を通じて所定の手続きを経て本会に登録しなければならない。

第 7 章 専 門 委 員 会

第 1 9 条 本会は、第 4 条の事業を遂行するために別に定める専門委員会を置く。

第 8 章 会 計

第 2 0 条 本会の経費は次に掲げるものをもってあてる。

(1) 分担金 (2) 寄付金 (3) 役員賛助金 (4) その他の収入

第 2 1 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 事 務 局

第 2 2 条 本会の事務を処理するため事務局として、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

第 1 0 章 運 営

第 2 3 条 本会規約の改廃は、役員総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 2 4 条 本会は、公益財団法人日本ソフトボール協会、中日本ソフトボール連合、中ブロック（東海・北信越・近畿）ソフトボール連合、北信越ソフトボール協会、公益財団法人長野県スポーツ協会に加盟する。

第 2 5 条 この規約に定めるほか、運営その他に必要な事項は細則及び内規に定める。

附 則 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本規約の実施とともに、長野県ソフトボール協会会則（昭和 54 年 4 月 1 日制定）を廃止する。